

福祉避難所での新型コロナウイルス等の 感染症対策編

令和2年9月

十 和 田 市

目 次

1	はじめに	1
2	福祉避難所開設前（平素からの準備）	1～3
(1)	感染症対策で特に必要な物資	1
(2)	福祉避難所の確保	1
(3)	避難者の受入れ区分及び対応	2
(4)	避難所の受入れ方法	2～3
3	福祉避難所開設時	3～4
(1)	福祉避難所全体のレイアウト	3
(2)	避難者の受入れ	3
(3)	避難者の健康管理	3
(4)	発熱、咳等の症状が出た方のケア	3～4
(5)	避難者情報の管理	4
4	福祉避難所運営時	5
(1)	健康確認	5
(2)	環境・衛生管理	5
(3)	在宅避難者等への支援	5
(4)	福祉避難所閉鎖後の原状復帰	5
別紙1	感染予防物資等チェックリスト（避難所用）	6
別紙2	新型コロナウィルス感染症対応時の福祉避難所レイアウト（例）	7
別紙3	問診票及び対応措置（FAX送信用）	8
別紙4	総合受付のレイアウト（例）	9
別紙5	体調不良時の申し出（案内表示用）	10
別紙6	専用スペース入居者の留意事項について	11
別紙7	日々健康チェックリスト	12
別紙8	消毒等について	13～15
関係リンク集		16～17

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、高齢者や障がい者、子どもなどの災害時要配慮者に対して福祉サービス等を提供する社会福祉施設等では、外部からの面会や利用者と地域住民との交流等を制限するなど、利用者への感染防止に全力で取り組んでいます。

このように新型コロナウイルス感染症が収束せずに災害が発生した場合、福祉避難所は、利用者への感染防止を図りながら、外部から避難者を受け入れなければなりません。

そのため本別冊は、十和田市福祉避難所開設・運営マニュアルの別冊として、新型コロナウイルス感染症が収束しないなか、福祉避難所を設置・運営する際に必要となる感染症対策を、開設前、開設時及び運営時の3つの段階に分けてまとめたものです。

※本別冊は、他の感染症対策について準用します。

2 福祉避難所開設前（平素からの準備）

(1) 感染症対策で特に必要な物資

ア 全般

マスク、アルコール手指消毒液、体温計、非接触式体温計、除菌用アルコールティッシュ、タオル(1回ごと廃棄)、ペーパータオル、新聞紙(吐物処理用)、ハンドソープ、清掃用の家庭用洗剤、次亜塩素酸ナトリウム、フェイスシールド、防護衣(カッパ)、使い捨てビニール手袋、ラップ、ポリ袋、レジ袋、ジップロック袋、ゴミ袋、バケツ、スプレー容器、蓋つきゴミ箱(足踏み式)、簡易トイレ(凝固剤式)、段ボールベッド(簡易ベッド)、間仕切り、対策用の掲示物など

イ 福祉避難所職員用で必要な物資

マスク、ゴム手袋(使い捨て)、ガウン(撥水性のあるもの)、ゴーグル又はフェイスシールド、仕切り用ビニールシート、養生テープ(標示、ガウン等の縛着用)

■別紙1 感染予防物資等チェックリスト（避難所用）

(2) 福祉避難所の確保

ソーシャルディスタンス(人ととの間隔を最低2m離す)確保の観点から、使用面積が増え、想定よりも収容人数が少なくなる可能性があるため、できるだけ多くの福祉避難所を開設し、1つの施設に多くの避難者が集まることを避けるようにします。

■別紙2 新型コロナウイルス感染症対応時の福祉避難所レイアウト（例）

(3) 避難者の受入れ区分及び対応

ア 感染拡大防止の観点から、感染者、濃厚接触者^(注1)や感染の疑いがある者(疑似症患者^(注2))、一般の避難者と区分して受入れ対応を行います。

イ 総合受付(野外)において検温・問診などの事前受付を行います。

ウ 濃厚接触者や感染の疑いがある者(疑似症患者)と一般の避難者との動線(入口、避難場所、トイレなど)を区別します。

エ 受付時の人と人の間隔は、2m以上とるようにします。

【受入れ区分及び対応】

出典：県「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営の手引き」

区分	対応
新型コロナウイルス感染者 濃厚接触者や感染の疑いがある者（疑似症患者）	受け入れ困難 1 隔離対応 (1) 私有車で移動してきた場合 区画されたスペース等に隔離または私有車で待機 (2) 徒歩で移動してきた場合 区画された室内スペース等に隔離 2 保健所に連絡・相談し、その指示に従う
上記以外（一般の避難者）	1 避難者間の距離を確保 2 体調が悪化した場合は改めて検温・問診
※ 不明な点は、健康増進課及び保健所に連絡・相談する。 ●健康増進課 TEL: 0176-51-6790 FAX: 0176-25-1183 ●上十三保健所 TEL: 0176-22-3510 FAX: 0176-23-4246	

(注1) 濃厚接触者とは

- ・患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他、手で触れる事の出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触のあった者

(注2) 疑似症患者とは

- ・臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断された者（診断できず検温・問診で、発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状がある者）

■別紙3 問診票及び対応措置（FAX送信用）

(4) 福祉避難所の受入れ方法

- ア 総合受付（検温・問診場所）の方法について、事前に検討します。
- ・居住スペースの外に総合受付（検温・問診場所）を設定します。
 - ※一般避難者と濃厚接触者の動線を分けられる場所に設定します。
 - ・新型コロナウイルスに対応する問診票を用意します。
- イ 避難住民向け案内表示の準備
- ・咳エチケット、マスク着用、3密^(注)の回避や職員に申し出るべき症状をまとめた案内表示を設置します。
- (注) 3密とは、①換気の悪い「密閉空間」、②多数が集まる「密集場所」、③間近で会話や発生する「密接場所」のことをいいます。

■別紙4 総合受付のレイアウト（例）

■別紙5 体調不良時の申し出（案内表示用）

ウ 居住スペースの確保

一般避難者

養生テープなどで標示し、1人当たり4m²以上の居住と通路幅2mを確保します。

濃厚接触者・感染の疑いがある方

◆専用スペース、動線を確保できるか事前に確認しておきます。
(受付後、一般避難者と交わらないようにする。)

【2棟以上の建物がある場合・別室が確保できる場合】

濃厚接触者や感染疑いの者のみを収容する個室等を確保します。

【1棟だけの場合】

建物に複数の入口がある場合、通常の避難者とは別に専用の入口を設定します。

※入口が一つの場合は、間仕切りによる動線の分離を検討します。

- ◆ 入口から専用スペース、トイレに至るまでの動線を想定し、間仕切り等で分離できるか確認します。
 - ※間仕切りは床から天井をカバーすることが望ましいが、出来ない場合は2m以上の距離をとるか仕切りビニール等を活用します。
 - ・可能な限り個室、専用トイレを確保します。
 - ・トイレは使用者ごとに番号を振り専用とします。
 - ・個室がない場合や1部屋に複数人収容する場合は、間仕切りまたは距離をとり分離させます。
 - ・専用のゴミ箱を設置します。（可能な限りフタ付きのもの、足踏み式のものを準備）

■別紙6 専用スペース入居者の留意事項について

3 福祉避難所開設時

福祉避難所開設当初における応急対応について、以下のとおり実施しましょう。

(1) 福祉避難所全体のレイアウト

- ・避難居住スペースの外に受付を設置（検温・問診による区分け）
- ・濃厚接触者、感染の疑いがある者に備え、専用スペース、トイレ等の準備
- ・消毒液、配布用マスクの配置、間仕切り等設置
- ・居住スペースの区画（養生テープでの標示、間仕切り等設置）
- ・その他（貼紙等：土足厳禁、感染症対策、立入禁止など）

■別紙2 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）

■別紙3 問診票及び対応措置（FAX送信用）

■別紙4 総合受付のレイアウト（例）

(2) 避難者の受入れ

ア 検温・問診

- ・総合受付で避難者全員に検温・問診を行います。
 - ・検温・問診結果に基づき、動線を区別して受付します。
- ※一般避難者と濃厚接触者・感染の疑いの者との動線を別にする。

イ 濃厚接触者、感染の疑いがある者の受付

- 一時的に福祉避難所内の専用スペース（個室等）で隔離し、保健所に連絡・相談して指示を受けます。

ウ 一般避難者の受付

- 居住スペースへ誘導し、要支援者受入れ台帳の作成、留意事項等を渡します。

(3) 避難者の健康管理

ア 手洗い、消毒、咳工チケット、3密の回避の徹底を避難者に要請します。

イ 換気の徹底、居住区域、トイレの清掃・消毒をします。

ウ 避難者間の距離を確保します。（2m以上の距離：3密の回避）

エ 体調悪化した避難者は、改めて問診・検温します。

(4) 発熱、咳等の症状が出た方のケア

ア 保健所に連絡・相談し、その指示を仰ぎ、その結果を災害対策本部等に通報します。

イ 発熱等の兆候・症状のある者を同室にしないよう努めます。やむを得ず同室にする場合は、間仕切り、ビニールシート及び段ボール等で区切るなど工夫します。

- ウ 発熱者等を担当する職員は、手袋・ガウン等の個人防護を徹底します。
 エ 発熱者等の専用スペースやトイレは、一般避難者と区域、動線を分けます。

(5) 避難者情報の管理

- 感染者が発生した場合に備え、避難者の情報を管理する。
 ※個人情報に留意（保健所等に提供する場合は本人等の同意を得る。）
 ア 受付時に避難者の氏名、年齢、性別、連絡先を記録します。
 イ 感染の追跡調査に備えて保管し、求めがあれば保健所に情報提供します。



4 福祉避難所運営時

新たな感染者の発生に備え、避難者及び運営職員の健康管理、施設の衛生管理を徹底しましょう。

(1) 健康確認

ア 避難者及び運営職員の健康管理

- ・避難中も1日1回を基準に検温・問診を行います。
- ・運営職員の健康管理も、事前に各自の健康状態（発熱、咳等）を確認し、症状がある場合は従事させないなどの適切な対応を行います。

イ 緊急時対応（感染の疑いがある者の隔離等）

- ※感染の疑いがある者が出了した場合は、以下の手順で対応します。
- ・保健所、市健康増進課に連絡・相談し、指示を仰ぎます。
- ・個別に区画された専用スペース等に隔離します。（スペース等が確保できない場合は間仕切りや私有車で待機）
- ・隔離に際しては、入口から専用スペース、トイレに至るまで専用の動線を確保します。
- ・医療機関等への搬送方法は事前に保健所等と調整します。

■別紙7 日々健康チェックリスト

(2) 環境・衛生管理

ア 換気の徹底（30分に一回以上、数分程度）

- ・窓、ドアを開け、扇風機の使用等による換気を定期的に実施します。

イ 生活区域の清掃

- ・清掃の際には、消毒液を使用します。
- ・ゴミ袋は2枚重ねで使用し、しっかりと口を閉じて廃棄します。

ウ 施設の消毒

- ・感染の疑いがある者が使用した箇所について消毒を行います。
- ・消毒の際には、個人防護具を着用のうえ、消毒液（※）を使用します。
※エタノール、次亜塩素酸ナトリウム（使用に際しては、健康増進課（感染管理認定看護師等）に意見を仰ぐ。）

■別紙8 消毒等について

エ 食事時間等の管理

- ・密集・密接を避けるため、避難者ごとに食事の時間をずらします。
- ・食事の際には、できるだけ会話を控えるよう周知します。

オ 避難者個々の感染対策

- ・マスクの着用、咳工チケット、手洗いを徹底します。
- ・水が入手できない場合は、擦式消毒用アルコール製剤などを用います。

(3) 福祉避難所閉鎖後の原状復帰

ア 保健所や施設管理者の指示に基づき、施設内の清掃・消毒を行います。

イ 清掃の際は個人防護具を着用のうえ、消毒液を使用して行います。

感染予防物資等チェックリスト（福祉避難所用）

品目		チェック(数量)	備考（基準数量）
予 防 策 ・ 健 康 管 理	マスク	□(枚)	3枚/日/一人当たり
	非接触型体温計	□(個)	各避難所 最低1個(総合受付)
	アルコール綿（拭取り用）	□(枚)	体温計等の拭取り用
	仕切り用ビニール	□(枚)	各受付用(3枚/1避難所)
	間仕切り（パーティーション）	□(組)	3組/1避難所
	段ボールベット	□(個)	
	室内テント	□(個)	
消 毒	石鹼（液体）	□(個)	洗面所、トイレ用
	手指消毒液（アルコール性）	□(個)	各受付、炊出し
	ウェットティッシュ（袋）	□(個)	アルコール含有
	ペーパータオル（箱）	□(個)	トイレ用
個 人 防 護	マスク	□(枚)	3枚/日/一人基準
	ゴーグル又はフェイスシールド	□(個)	1個/日/一人基準
	ガウン（雨合羽でも可）	□(枚)	撥水性、1個/日/一人基準
	ゴム手袋（使い捨て）	□(枚)	3枚/日/一人基準
	扇風機（空気送風用）	□(台)	2台/1避難所
	簡易トイレ	□(枚)	50枚/1避難所
	ゴミ箱（蓋つき）	□(個)	バケツの代用可、2個/1避難所
	古新聞	□(枚)	吐物用、10枚/1避難所
	養生テープ	□(個)	標示用、ガウン等の縛着用 3個/1避難所
	問診票	□(枚)	20枚/1避難所
日々健康チェックリスト		□(枚)	
啓発ポスター等		□(枚)	手洗い、咳工チケットなど

- 数量は、状況により決定する。
- 福祉避難所で調達できない物資等については、食料・物資等供給依頼票（様式5号）により依頼することができる。

新型コロナウイルス感染症対応時の福祉避難所レイアウト（例）

●利用者が生活する建物を使用する場合

(1) 動線の分離

介護職員等と避難者の動線を分けることで感染リスクを減らす。可能であれば、出入口を分離することが望ましい。

(2) 区画化

福祉避難所に関するスペース（生活スペース、トイレ、物品保管場所、避難所専属スタッフの休憩場所）は地域交流スペースやサービスが中止となっているスペースを使用するなど、利用者生活ゾーンの外に設け、利用者や介護職員等との共用がないように考慮する。

(3) トイレ・風呂

利用者や介護職員等が使用するトイレと別に避難者のトイレを設置することが望ましい。また、こまめに消毒をする。

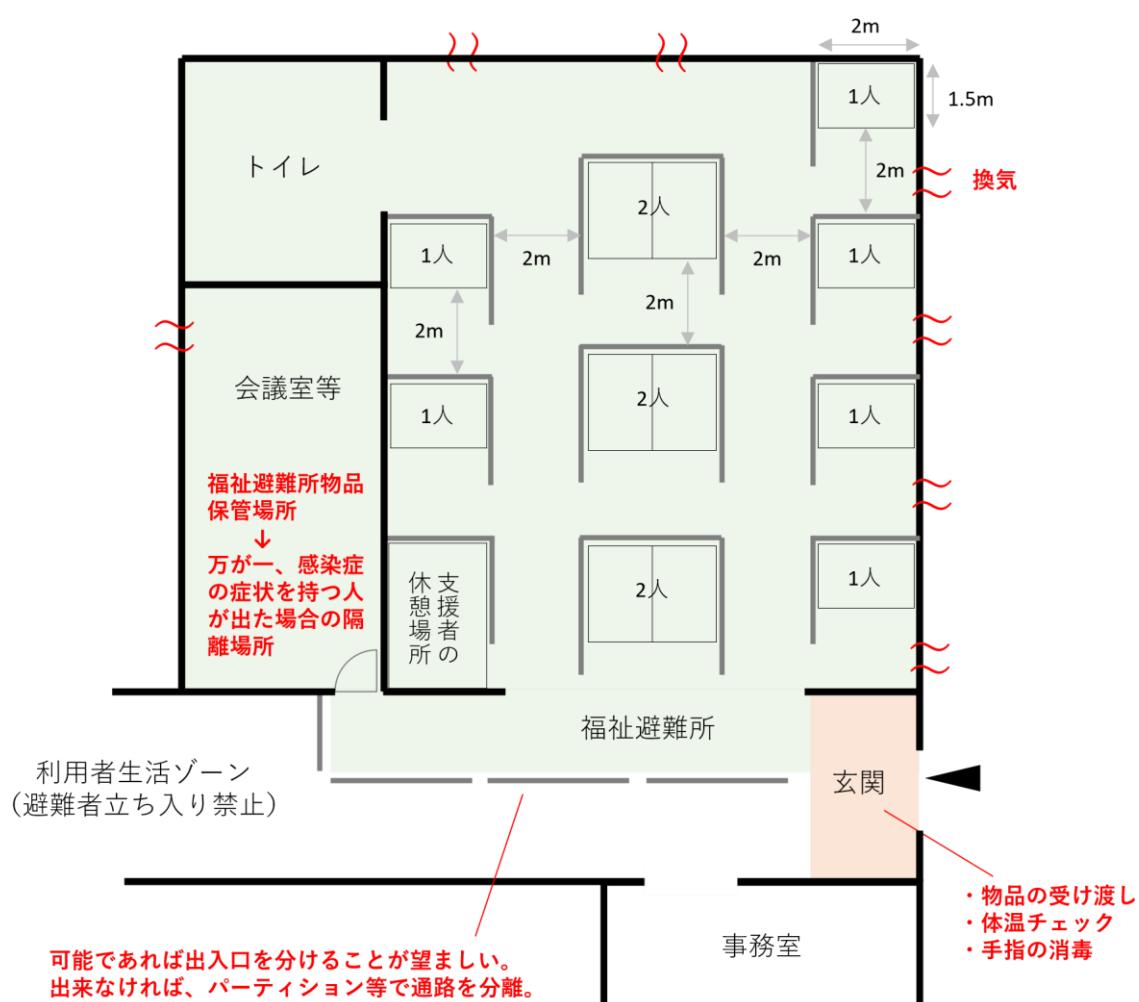
風呂は念入りに清掃または消毒ができる場合は、利用者と日にちを分けるか、利用者が使用した後に入浴を行うなど工夫をする。

(4)利用者対応職員の体調・衛生管理

建物の入口で入館管理および手指の消毒を徹底する。物品の受け渡しは限られた場所で行う。入館する者は体温計測を毎日する。

(5) 感染症の症状を持つ人への対応

万が一、感染症の症状を持つ人がいた場合に備えて、会議室等、隔離できる場所を事前に調整しておく。



問診票及び対応措置（FAX送信用）

別紙3

※ 一人一枚記入してください。症状によっては、保健所及び市健康増進課に問診票を提供し、指示を仰ぎますので、予めご了承願います。

受付番号		避難所名	
記入日時	令和 年 月 日 時 分	体 温	度
氏 名		年 齡	才 性別 男・女
連絡先	TEL: FAX:	車両ナンバー	

● 問診票等（あてはまる番号欄等に○をつけてください。）

番号等		症状等	
濃厚接觸	有・無	<p>(有)の場合 → 新型コロナウイルス患者との接触の概要 ●時期：令和 年 月 日頃 ●場所： ●患者： 回答を差し控えたい。</p>	
	2週間以内の行動歴	<p>1 県外に出かけていた (訪問先：) 2 海外から帰国 (訪問先：) 3 県外・海外から帰省・来訪された患者との交流があった ⇒ (から帰省・来訪した) 例 (東京から帰省した息子)</p>	
現在の症状	1	発熱 (日前から 度程度)	
	2	風邪症状 (該当するものに○：咳、鼻汁、頭痛、のどの痛み、その他)	
	3	息苦しさ	
	4	強いだるさ	
	5	においや味がわからない	
	→上記の濃厚接觸者又は1番から5番のいずれかに該当する場合は、本用紙を保健所及び健康増進課へ送信して指示を受ける。		
	●上十三保健所 TEL: 0176-22-3510 FAX: 0176-23-4246 ●健康増進課 TEL: 0176-51-6790 FAX: 0176-25-1183 ⇒健康増進課はFAX等の内容を総務課(災害対策本部等)に速やかに連絡する。		
	→PCR検査の受検や濃厚接觸者用宿泊施設を利用できる場合は、避難者本人の私有車で移動		
	→移動困難な場合、避難所内の専用スペースに隔離		
	6 寒気、関節痛・筋肉痛 ⇒ (疑い疾患：感冒、インフル(発熱時は、1番として対応))		
	7 咳、血がまざった痰 ⇒ (疑い疾患：肺疾患)		
	8-1 体に発疹・痛みなし ⇒ (疑い疾患：発熱ある場合は水痘、はしか、風疹等)		
	8-2 体に発疹・痛みあり ⇒ (疑い疾患：帯状疱疹等)		
	9 脣や口の周りに発疹 ⇒ (疑い疾患：単純ヘルペスウイルス感染症)		
	10 下痢便 (水様便、軟便等) ⇒ (疑い疾患：ノロウイルス感染症または消化器感染症)		
	11 吐いた、または吐き気 ⇒ (疑い疾患：ノロウイルス感染症または消化器感染症)		
12 腹痛、血便 ⇒ (疑い疾患：細菌性の急性下痢症)			
13 目充血、目やに ⇒ (疑い疾患：ウイルス性の結膜炎)			
14 その他 ()			
15 該当なし			
→上記の6番から14番のいずれかに該当する場合は、個室等に隔離し、健康増進課へ連絡して指示を受ける。			
通院等	1 通院している (通院理由：) 2 日常的に薬を服用 (薬名：) 3 妊娠している (妊娠第 週、出産予定日： 月 日) 4 該当なし		

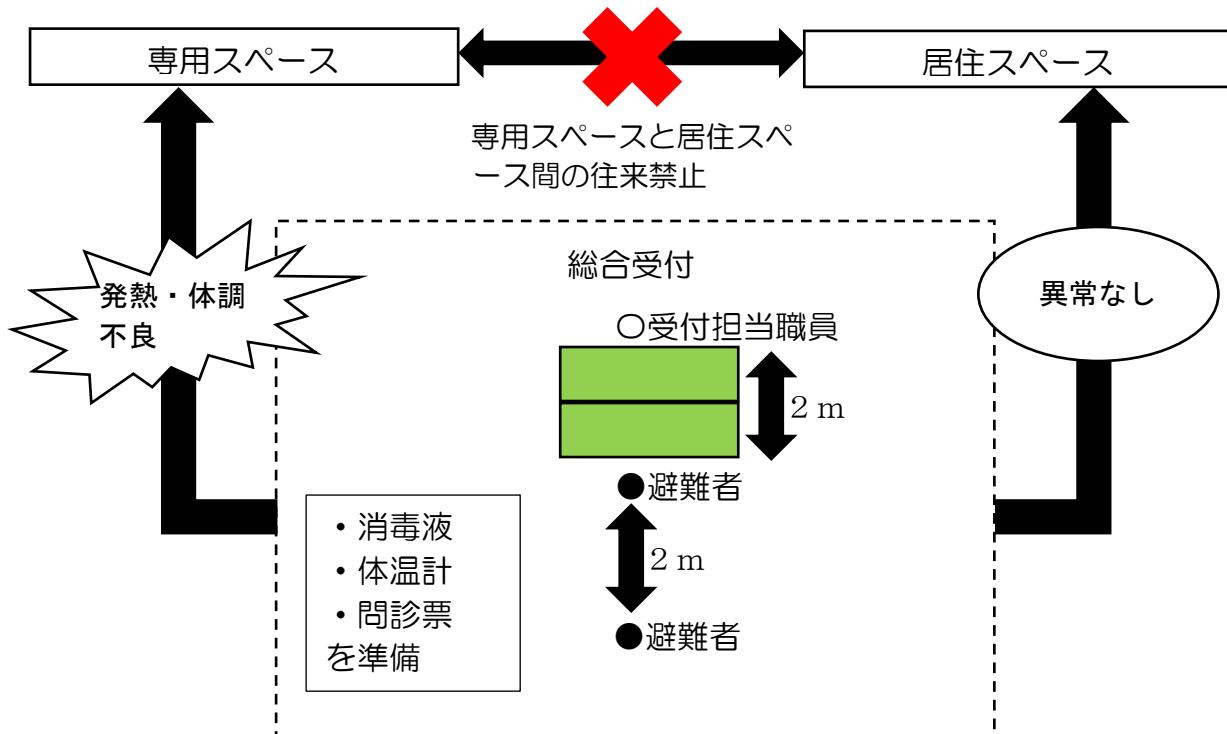
【職員記入欄】（対応措置結果欄のいずれかに○）

項目	濃厚接觸者用宿泊施設	専用スペースへ隔離	私有車にて観察中	その他（場所などを具体的に記入）
対応措置結果				

FAX送信先	上十三保健所	FAX: 0176-23-4246	送信日時 月 日 :
	健康増進課	FAX: 0176-25-1183	送信日時 月 日 :

総合受付のレイアウト（例）

- (1) 消毒液、体温計、問診票を準備し、マスク着用の上、総合受付を行う。
- (2) 総合受付では、入退室の日時を確実に記録すること。（感染時の濃厚接触者の特定のために重要）
- (3) 事前に問診票を作成し、健康状態を確認する。避難者だけではなく、支援者や避難者家族等も行うこと。



体調不良時の申し出（案内表示用）

次の症状がありませんか？ すぐに職員にお知らせください !!

1. 熱がある
2. 風邪のような症状がある
(咳、鼻汁、頭痛、のどの痛みなど)
3. 息苦しさがある
4. 強いだるさがある
5. においがわかりにくい、味がわからない
6. 寒気、関節痛・筋肉痛などの症状がある
7. 咳があり、血がまざった痰ができる
8. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
(かゆみや痛みがある)
9. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出て、痛みがある
10. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴き出すような便など）が出た
11. 吐いた、または吐き気がする
12. おなかが痛く、便に血がまざっている
13. 目が赤く、目やにが出ている

専用スペース入居者の留意事項について

- 専用スペースの方は、可能な範囲で他者との接触を避けなければなりません。このため、避難所内での生活に当たり、以下の点にご留意願います。

1 健康状態の確認

- ・検温、問診を毎日受けてください。
- ・発熱や体調が悪い場合は職員に申し出てください。
※体温計は、可能な限り各自でご準備いただきますようお願いします。

2 福祉避難所での生活に当たっての基本事項

(1) 生活全般について

- ・原則として専用スペース内に留まってください。
- ・専用トイレがある場合は、他のトイレを絶対に使用しないでください。
- ・専用スペースから出る際は、石けんで手洗いをしてから専用スペースを出て、必ずマスクを着用の上、他の避難者とのソーシャルディスタンス（人との距離を2m以上）を確保して行動し、戻ったら必ず石けんで手洗いをしてください。
- ・非常時は職員の指示に従ってください。

(2) 清掃について

- ・専用スペース内の清掃は各自で行ってください。
- ・専用スペースを汚した際は職員にご相談ください。
- ・トイレを使用した後は、必ず消毒してください。
- ・退所の際は必ず各自で清掃を行い、ゴミ箱も空にしてください。

(3) ゴミについて

- ・ゴミは分別のうえ、専用スペース内に設置のゴミ箱に廃棄してください。
- ・ゴミ箱にはできるだけ手を触れず、ふたなどはこまめに消毒してください。

(4) 食事について

- ・食事は専用スペースの前に配膳させていただく予定です。食事が終わりましたら、容器を密封して、専用スペースのゴミ箱に廃棄してください。

3 その他の留意事項

- ・健康状態の正確な確認が困難となるおそれがあることや症状の悪化のおそれがあることから、飲酒・喫煙は行わないでください。
- ・家族を含め来訪者との面会は、行わないでください。
- ・福祉避難所から移動する場合は、職員に行き先を報告してください。
- ・その他、避難所の利用に当たっては、職員の指示に従ってください。

日々健康チェックリスト

別紙7

※ 1日1回（朝・昼・夜のいずれか1回で結構です。）チェックして、派遣職員等の確認を受けてください。また、異常がある場合は、保健所及び市健康増進課に本チェックリストを提供し、指示を仰ぎますので、予めご了承願います。

(ふりなが)		福祉 避難所名	
氏名（歳）	(歳)		

体温測定		/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	/ (日)
		朝 °C						
		昼 °C						
		夜 °C						
息苦しさ	★ひとつでも該当すれば「はい」に○ ・息が荒くなった (呼吸数が多くなった) ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない ・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする	はい いいえ						
におい・味	においや味を感じない	はい いいえ						
せき・たん	せきやたんがひどい	はい いいえ						
だるさ	全身のだるさがある	はい いいえ						
吐き気	吐き気がある	はい いいえ						
下痢	下痢がある	はい いいえ						
その他	★その他の症状がある ※該当する番号を記入してください。 (複数回答可) ①食欲がない ②鼻水・鼻づまり・のどの痛み ③頭痛・関節痛や筋肉痛 ④一日中気分がすぐれない ⑤からだにぶつぶつ(発疹)が出ている ⑥目が赤く、目やにが多いなど	はい 該当番号						
		いいえ						
チェック欄								
※派遣職員又は避難所運営委員会会長（環境衛生班長）など確認した方のサイン								

消毒等について

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行なうことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(参考文献: 感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)

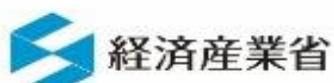


食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、
取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。



消毒等について

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って
身近な物の消毒をしましよう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミンオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています（随時更新）
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>
- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。



※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤（0.2% アルキルアミンオキシド）、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400m



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月28日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

消毒等について

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に選めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
	キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
 - 上記のほかにも、次亜塩素ナトリウムを成分とする商品は多数あります。表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

家庭用洗剤での作り方

(1)洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤[※]を小さじ1杯(5g)入れて軽く混ぜ合わせる。

(**「食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。」**)



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないよう絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかりと拭き取るようにする。

(3)水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たつたら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭き

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
 - スプレー・ボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
 - 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
 - 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

関係リンク集

【新型コロナウイルス感染症に関すること】

○新型コロナウイルス感染症全般に関すること

- ・十和田市ホームページ

<http://www.city.towada.lg.jp/>

- ・青森県ホームページ

http://www.pref.aomori.lg.jp/koho/coronavirus_index.html

○新型コロナウイルスに関する最新情報

- ・厚生労働省 ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

○3密ポスターPDF ファイル

- ・厚生労働省 ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000061868.pdf>

○相談・受診の目安

- ・厚生労働省 ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

○厚生労働省 「新型コロナウイルス接触確認アプリ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

【避難及び備蓄に関すること】

○十和田市地域防災計画及び防災ハザードマップ

- ・十和田市ホームページ（防災）

<http://www.city.towada.lg.jp/>

○内閣府（防災情報ページ）

- ・避難行動判定フロー、避難情報のポイント

http://www.bousai.pref.aomori.jp/info/individual.html?entry_id=22746

○個人での備蓄物品の例

- ・個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/11.html>

○エコノミークラス症候群の予防について

- ・エコノミークラス症候群の予防のために（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000170807.html>

○新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について

- ・知っておくべき5つのポイント（内閣府）

<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>

【避難が必要でない場合など】

○軽症者の対応等について

- ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 通知新型コロナウイルス

感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

【避難所に關すること】

○避難所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

- ・内閣府 通知

4月1日 : <http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

4月7日 : http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

5月21日 : <http://www.bousai.go.jp/pdf/colonasanko.pdf>

○新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン (第一版、令和2年6月8日)

http://www.bousai.go.jp/pdf/0608_guideline.pdf

○災害時における避難所での感染症対策

- ・厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html

- ・一般社団法人 日本環境感染学会 避難所における感染対策マニュアル

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=20

- ・内閣府 避難所の生活環境対策

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

- ・PPE 個人防護具の着脱方法

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakukansenshou01/kouen-kensyuukai/pdf/h26/kouenkensyuukai_05.pdf

○消毒・ゾーニング等の基本について

- ・自衛隊統合幕僚監部 「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために」

https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf

- ・人と防災未来センター 「福祉避難所開設での感染を防ぐためのゾーニング(速報)」

http://www.dri.ne.jp/wordpress/wp-content/uploads/sp_report_vol2.pdf



十和田市福祉避難所設置・運営マニュアル 別冊
避難所での新型コロナウイルス等の感染症対策編

令和 2年 9月作成

編集・発行 十和田市 健康福祉部 生活福祉課

〒034-8615 十和田市西十二番町 6 番 1 号
電話:0176-23-5111 FAX:0176-22-5100
E-mail: info@city.towada.lg.jp